

東村山けやき会後援会は

社会福祉法人東村山けやき会の社会福祉事業に対し財政的その他の支援をすると共に、広く精神障害福祉に関する理解を深めることに努力し、又東村山市内における精神障害の回復途上者が通所施設を利用するなどして社会復帰しようと努めることを理解し、支援することを目的とする団体です。

そのために、社会福祉法人東村山けやき会の社会福祉事業に対する賛助金(法人に対する寄付金)のために協力し、東村山市の地域における精神保健福祉の向上に寄与する事業を行っています。

◇ 社会福祉法人東村山けやき会は、家族会が社会福祉法に基づいて平成3年に設立し、認可を受けたもので、平成の里、地域生活支援センターふれあいの郷及び2つのグループホームを設置運営しています。

◇ 平成の里は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所です。雇用契約に基づく就労が困難な精神障害者のため、就労や生産活動の機会を提供し、知識、能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、地域社会において自立した生活ができるよう支援します。

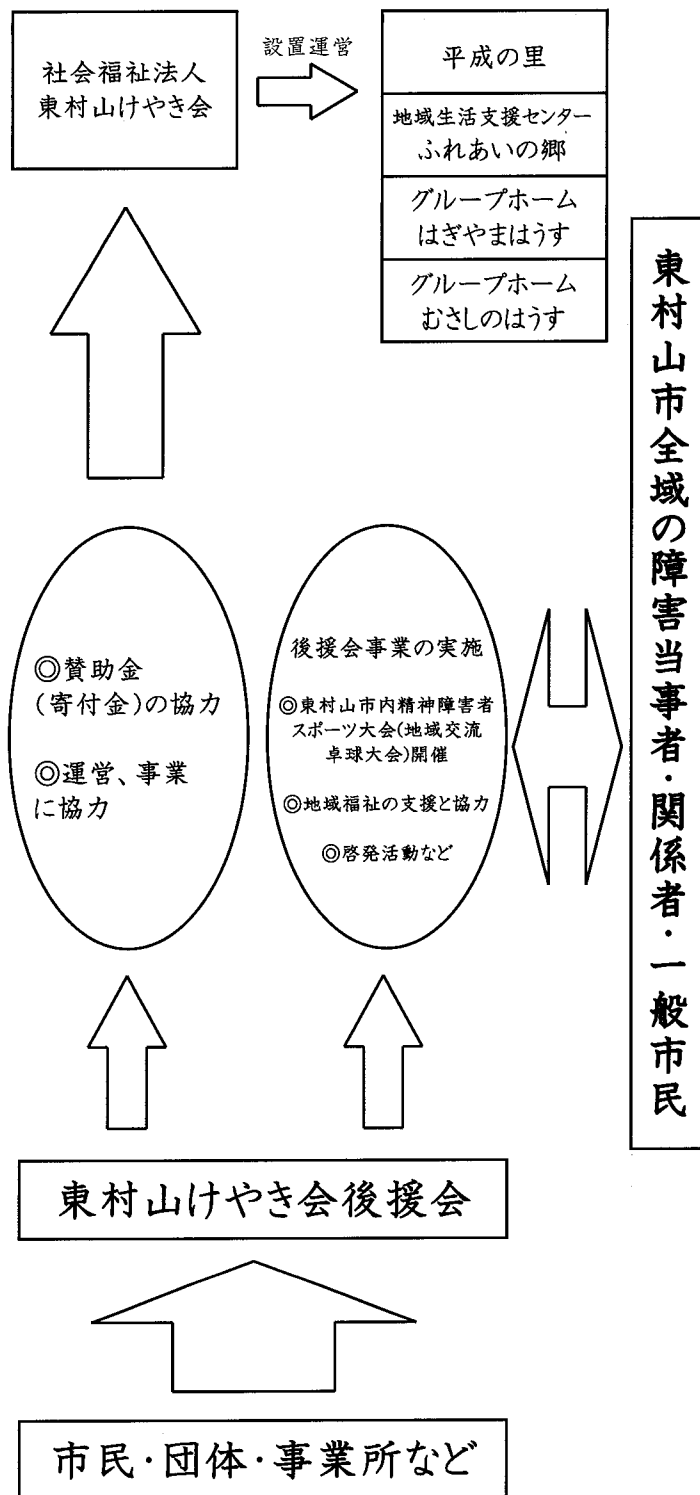
◇ 地域生活支援センターふれあいの郷は、東村山市からの委託を受け、精神障害者及びその家族からの様々な相談に応じ、必要な援助を行うと共に、当事者が地域で自立した日常生活・社会生活が営めるよう支援しています。

又、同じ市からの委託により障害者地域生活支援センターⅠ型の事業も行っています。

◇ グループホームは、回復途上にある精神障害者を対象に、生活の場(住居)を提供し、日常生活における自立を促進することを目的とする施設です。

◇ 毎年開催している精神障害者スポーツ大会(地域交流卓球大会)は、市内全域の施設、病院などを含め、沢山の参加の中、盛大に行われています。

また、講演会活動や会報の発行などで地域の皆様の理解を深める努力をしています。



社会福祉法人東村山けやき会後援会会則 (平成26年4月1日から実施)

(名称)
第1条 本会は、社会福祉法人東村山けやき会後援会(略称「東村山けやき会後援会」と称し、事務所を東村山市青葉町3-30-7社会福祉法人東村山けやき会(以下「法人」といいます。)内に置きます。

(目的)
第2条 本会は、法人の社会福祉事業に対し財政的又はその他の支援をすると共に、広く精神障害福祉に関する理解を深めることに努力し、又東村山市内における精神障害の回復途上者が、通所施設を利用するなどして社会復帰しようと努めることを理解し、必要な支援をするを目的とします。

(事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行います。
(1) 法人の社会福祉事業に対する賛助金(法人に対する寄付金をいいます。以下同じ。)のために協力すること
(2) 精神障害福祉に関する理解を深めるための啓発啓蒙
(3) 当事者との交流を含め、共に暮らせる環境づくりを目指す事業
(4) 法人が設置する施設の運営及び事業に協力すること
(5) その他 東村山市の地域における精神保健福祉の向上に寄与する事業

2 本会は、広く市民及び事業所等の理解、善意と篤志に期待し、積極的に会員を募り、目的達成に努めるものとします。

(会員)
第4条 本会の目的及び事業に賛同し、規定の賛助金を継続的に納めてくださる方及び臨時に賛助金を協力くださる方をもって本会の会員とします。

(賛助金)
第5条 規定の賛助金は次のとおりとします。
(1) 個人 1口 2,000円(年額)以上
(2) 団体 1口 10,000円(年額)以上

2 臨時の賛助金はご芳志の額によります。

(賛助金の法人引渡)
第6条 前条の賛助金は法人に対する寄付金として速やかに法人に引き渡すものとします。

第7条(役員)、第8条(名誉会長及び顧問)、第9条(事業計画、予算等)、第10条(役員会)、第11条(経費)の規定は省略しました。

東村山けやき会後援会へのご入会、ご協力をお願い

社会福祉法人東村山けやき会は、こころの病をもった方々が地域の中で安心して生活ができるよう相談の場・働く場・生活の場を・支援の場を提供しています。

東村山けやき会後援会は、これを援助すると共に、スポーツ活動や講演会活動等を行い、こころの病を抱える方々との交流を通じて、その苦しみを支え、理解を深めて、共に生き、共に暮らせる環境づくりを目指して活動しています。

様々な問題を抱える当事者、ご家族、関りあう地域の方々と、手と手を取り合って話し合いませんか！

共に生き、共に暮らせる豊かな社会を目指すため、地域の皆様のご理解を願っております。どうか、あたたかい愛の手を宜しく願ひいたします。

賛助金

個人 1口	2,000 円（年間）以上
団体 1口	10,000 円（年間）以上
臨時のご協力	ご芳志

【振込先】郵便振替口座 00150-1-543714
東村山けやき会後援会

※ご入会は随時受け付けております。
皆様のご入会を心からお願い申し上げます。

賛助金は、法人への寄付金とさせていただきます、
本会の目的達成に役立ててまいります。

お問い合わせ 後援会事務局 電話042-397-5966
〔 東村山市青葉町3-30-7 〕
〔 社会福祉法人東村山けやき会内 〕



東村山けやき会後援会へのご入会・ご協力をお願い